

犬、猫の飼い主の皆様へ

あなたのペットの迷子対策 できていますか？

犬、猫へのマイクロチップ装着制度のお知らせ ～令和4年6月から施行～

散歩中に驚いて逃げたり、災害時など、どんなに気を付けていてもペットと離れ離れになってしまうことがあります。そんなときに役立つのが、ペットに飼い主情報を身に着けさせること。

犬には鑑札を装着しなければなりません、マイクロチップという方法もあります。

令和4年6月1日から、犬、猫に対するマイクロチップの装着について、新たな制度が始まります（動物の愛護及び管理に関する法律）。



努力義務

犬、猫にマイクロチップを装着しましょう！

ペットショップやブリーダーなどの犬や猫を販売する事業者には、令和4年6月以降に取得した犬、猫へのマイクロチップの装着が義務付けられました。

飼い主の皆様には、所有する犬、猫にマイクロチップを装着するよう努めることが規定されました。マイクロチップは、首輪や迷子札に比べて外れて落ちたりする可能性が低く、ずっと身元証明をすることができます。あなたが今、飼っている犬、猫にもマイクロチップを装着しませんか？



義務

マイクロチップに飼い主の情報を登録してください！

マイクロチップが装着されている犬や猫を飼い始めた場合や、飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合は、30日以内に飼い主情報を登録しなければなりません。

令和4年6月以降にペットショップ等から購入した犬、猫には、必ずマイクロチップが装着されています（※）。所有者の情報をお店からご自身の情報に変更する「変更登録」が必要です。※制度開始前にそのお店で生まれた犬、猫など、一部例外があります。

マイクロチップって何？

★飼い主の方に必要となる手続とその方法 ▶ 裏面へ